

島根地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会合同会議 議事録

- 1 日 時 令和3年9月13日(月) 午後1時58分～午後2時40分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席 5名 定数 5名
労働者代表委員 出席14名 定数15名
使用者代表委員 出席10名 定数10名
- 4 主要議題 ○部会長及び部会長代理の選出
○各特定最低賃金専門部会運営規程の改正について
○最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について
○関係労働者及び関係使用者からの意見聴取について
○最低賃金に関する基礎調査結果について

【指導官】 委員の皆様お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

定刻まで少し時間がありますが、皆様お集まりですので、ただいまから島根地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会合同会議を開会いたします。

本日の会議は、9月6日付専門部会委員の任命後、初めての会議となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事の進行を務めさせていただきます。私は賃金指導官の小村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日、各委員の皆様にお配りしております資料等につきまして、御確認をお願いいたします。

本日は、会議次第が1枚、会議資料その1として青インデックスのナンバー1からナンバー6までとじたものをお配りしておりますので、御確認をお願いいたします。

資料ナンバー1が両面印刷3枚物で、各専門部会の委員名簿、資料ナンバー2が1枚物で、最低賃金の改正決定についての諮問文の写し、資料ナンバー3が両面印刷6枚物で、鉄鋼、はん用機械等、電子部品・デバイス等、自動車製造、自動車新車小売、百貨店・総合スーパーの6専門部会それぞれの最低賃金専門部会運営規程改正案となっております。資料ナンバー4が1枚

物で、最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋、資料ナンバー5が両面印刷1枚物で、答申日別最短効力発生予定日一覧表、資料ナンバー6が業務改善助成金、雇用調整助成金、島根働き方改革推進センター、令和3年度各種助成金の御案内のリーフレットなどが4種類となります。以上が会議資料その1となっております。

なお、相談窓口としての島根働き方改革センターは、島根労働局の委託事業として島根県経営者協会にお願いをしております。各種助成金につきましては、担当が雇用環境均等室あるいは職業安定部となりますので、何かありましたらこちらに御照会いただければと思います。

次に、資料ナンバーその2として、ピンク色のファイルに赤インデックスナンバー1からナンバー18までをとじた賃金引上げ関係、賃金統計関係、経済指標・行政関係、生活保護関係の資料を取りまとめてお配りしております。なお、本審議会委員の皆様には、既にピンク色のファイルはお配りしておりますので、差し替え分のみをお配りしております。

また、別冊として各専門部会別に、ナンバー1として申出書の写し、ナンバー2として最低賃金基礎調査結果報告書、ナンバー3として参考資料をお配りしております。

そのほか片面印刷1枚物で、本日の会議の席次表をお配りしております。

以上が本日配付しております資料です。御確認をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは次に、本日の委員の皆様の出席状況について御報告をいたします。本日は自動車製造の専門部会、労働者側代表の勝部委員から欠席の連絡をいただいております。本日の会議は5件の専門部会の合同開催ですが、5件の専門部会につきまして、それぞれが最低賃金審議会令第5条第2項の規定にある定足数を満たしており、会議が有効に成立しますことを御報告いたします。

また、本日の合同会議については、会議公開の原則に基づき会議の傍聴手続を行いました。傍聴希望者はなかったことを併せて御報告をいたします。

それから、本日の会議の議事録につきましては公開となりますので、御承知おき願います。

最初に、議事に入ります前に、各委員の皆様の御紹介をさせていただきます。令和3年9月6日付で、お手元の会議資料ナンバー1、委員名簿のとおり任命をさせていただきました。本来は、それぞれお名前を読み上げて御紹介すべきではありますが、この委員名簿と席次表をもって御紹介に代えさせていただきますと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、会議次第2、続きまして、労働基準部長の三上から御挨拶を申し上げます。

【部長】 労働基準部長の三上です。特定最低賃金専門部会の各委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。島根県の最低賃金額の改正につきましては、9月2日に官報公示を実施し、10月2日に発効します。これに伴いまして、現在最低賃金引上げに向けた、中小企業、小規模事業者に対する支援事業等の周知広報を実施しております。先ほど申し上げました業務改善助成金等の周知をしております。

さて、本日から特定最低賃金、産業別最低賃金の審議をお願いする運びとなりました。本年は、百貨店・総合スーパーを除く特定最低賃金5業種について改正の申出がありました。8月24日に労働局長より改正の必要性について本審議会へ諮問しましたところ、申出のあった5業種全てについて、全会一致で改正の必要性ありとの答申をいただきました。このため、本日は第1回の部会として5業種合同で開催させていただきました。ついては、本年もいまだ新型コロナウイルス感染症の影響がある状況ですが、今後各専門部会において慎重に審議を重ねていただき、最終的には全会一致で結審いただきますようお願い申し上げます。

私からの挨拶は以上とさせていただきます。また個別の専門部会がありますので、各委員の皆様にはその際個別に御挨拶させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

【指導官】 続きまして、会議次第3、部会長及び部会長代理の選出でございます。専門部会の部会長、部会長代理は、最低賃金法第25条第4項により、公益委員の中から委員が選挙することとされております。これまで慣例では、労側委

員、使側委員から推薦をいただいております。今年度も各部会の委員から推薦をいただければと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、どなたか推薦いただけますでしょうか。

景山委員。

【景山委員】 労働者側委員の景山でございます。御苦労さまです。本年度は労働者側のほうから発言をさせていただいて、部会長と部会長代理の提案に代えさせていただきますたいと思います。

まず、鉄鋼ですけれども、部会長には富田委員、部会長代理には藤本委員を推薦いたします。続きまして、はん用機械です。部会長には藤本委員、あと部会長代理には飯塚委員を推薦いたします。続きまして、電子部品・デバイス等、部会長には飯塚委員、部会長代理には富田委員を推薦いたします。自動車製造、部会長には藤本委員、部会長代理には富田委員を推薦いたします。最後に、新車小売です。部会長には飯塚委員、部会長代理には富田委員を推薦いたします。

以上よろしくお願ひいたします。

【指導官】 ありがとうございます。

景山委員より特定最賃5業種の専門部会委員の部会長、部会長代理について推薦がありましたが、使用者側委員の皆様、いかがでしょうか。

【森協委員】 「異議ありません」

【指導官】 委員の皆様方、いかがでしょうか。

(「異議ありません」)

それでは、確認をいたしますが、鉄鋼の部会長に富田委員、部会長代理に藤本委員。はん用機械等の部会長に藤本委員、部会長代理に飯塚委員。電子部品・デバイス等の部会長に飯塚委員、部会長代理に富田委員。自動車製造

の部会長に藤本委員、部会長代理に富田委員。新車小売の部会長に飯塚委員、部会長代理に富田委員。

以上となります。よろしくお願いいたします。

それでは、以後の部会の進行ですが、本日は5件の特定最低賃金専門部会の合同会議ですので、各部会を代表して富田委員に部会長として、藤本委員に部会長代理として、以後の会議の進行をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議ありません」)

それでは、会議次第4ですが、富田部会長に5件の専門部会を代表して一言御挨拶をいただき、以後の会議の進行をよろしくお願いいたします。

【部会長】 失礼いたします。5つの専門部会を代表して、この合同会議の進行を務めさせていただきます富田でございます。よろしくお願いいたします。

先般は、島根県最低賃金の改正審議につきまして、長引くコロナ禍の影響もあり、なかなか審議も進まなかったところでございますが、最終的には採決による結審となり答申をさせていただいたところです。本日から特定最低賃金の審議が始まります。改正諮問のありました島根県の主要産業でもあります5業種について、新型コロナウイルス感染症がまだまだ収まらない中での審議となり、労使双方いろいろと御主張はあろうかと思いますが、何とぞ円滑な審議に御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に移らせていただきます。

会議次第5、各特定最低賃金専門部会運営規程の改正について、事務局から説明してください。

【室長】 失礼します。賃金室長の藤原でございます。昨年に引き続きまして、今年度もよろしくお願いいたします。

各特定最低賃金専門部会運営規程の改正につきまして、資料ナンバー3に改正案をつけております。改正箇所につきましては赤字の部分になりますが、

コロナの影響もあり、最近ではテレビ会議システム、オンライン会議がいろいろなところで行われていることもありまして、島根においては現時点ではまだ予定はないですが、今後これに対応できるようにするために、第3条に「委員は、部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。」という文言を追加しております。

それから、議事録の署名につきまして、押印見直しと併せまして本省からの指示もあり、廃止するという取扱いとなりましたので、各特定最低賃金専門部会運営規程第6条になりますが、「会議の議事については、議事録を作成する。」として、その次の「議事録には、部会長、及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。」というところと、議事要旨について、同条第3項の「この場合、第1項の署名は議事要旨に行うこととする。」という部分を削除しております。島根の場合には押印もしてございましたが、これも廃止したいと思います。

なお、署名押印は廃止としますが、内容の信頼性を担保するために、従前と同様に関係委員に確認をしていただくことは今後も行うこととしたいと思います。

以上が運営規程の改正についてとなります。

【部会長】 ただいま事務局から説明がありました。テレビ会議等を可能とする改正案と、内容確認は今までどおり当然必要ですが、議事録、議事要旨の署名廃止に係る改正案の提案について、皆様何か御意見、御質問はありますか。

改正内容は、本審の運営規程と同様になっております。特に反対もなければ、改正案のとおり議決してよろしいかと思いますが、いかがでしょう。

（「異議ありません」）

ありがとうございます。

では、委員の皆さんの承認をいただきました。

それでは、続きまして、会議次第6の島根地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会の開催について、事務局から説明してください。

【室 長】 青インデックスの資料ナンバー2の改正決定の諮問に関わるこれまでの経過について、御説明をさせていただきます。

本年3月2日に労働者を代表する者から、6件の特定最低賃金の改正の意向表明を受けまして、3月16日に第419回審議会が開催されました。事務局では、意向表明を受けまして、6月に最低賃金基礎調査等を実施して資料の準備を進めてまいりました。その調査結果につきましては、後ほど御説明いたします。

7月下旬、各労働団体から「百貨店、総合スーパー」を除く、「製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業」、それから「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、それから「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、それから「自動車・同附属品製造業」、それから「自動車（新車）小売業」、この5業種につきまして、最低賃金法第15条第1項に基づく改正決定の申出書の提出がありました。申出を受けまして、8月24日に第423回本審議会が開催され、労働局長が改正の必要性について諮問を行い、改正の必要性検討委員会で検討された結果、申出があった5業種について、改正の必要性ありとの答申を全会一致でいただき、同日、労働局長から審議会会長に金額改正の諮問が行われました。その諮問を受けまして、最低賃金法第25条第2項により、5業種それぞれの専門部会が設置され、9月6日付で各専門部会委員を任命、本日がその第1回目の専門部会合同会議ということでございます。金額審議におきまして、十分に議論をいただきまして、最後は全会一致で結論が得られるようよろしくお願いいたします。以上です。

【部会長】 今、事務局のほうから御説明がありました。これに関して何か御質問等ございますか。

(「ありません」)

ありがとうございます。

では、特にないようですので、会議次第7の最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の規定の適用について、事務局から報告してください。

【室 長】 資料ナンバー4ですが、最低賃金審議会令の抜粋をお配りしておりますので御覧ください。

最低賃金審議会令第6条第5項は、「審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。」という規定で、改めて本審議会を開催し議決する必要がなくなります。なお、この場合、運用として、専門部会において全会一致で議決された場合に限ることとなっております。

また、最低賃金審議会令第6条第7項は、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」という規定で、専門部会終了後に改めて本審議会を開催する必要がなくなります。

この2つの規定につきましては、8月24日に開催されました第423回本審議会におきまして御審議いただき、議決されておりますことを御報告いたします。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

では、続きまして、会議次第8の関係労使からの意見聴取について、事務局から説明してください。

【室 長】 最低賃金法第25条第5項及び最低賃金法施行規則第7条及び同施行規則第11条第1項の規定に基づき、関係労使からの意見聴取の公示を8月24日から9月7日まで行いましたが、意見の提出は特にありませんでした。

最低賃金の改正諮問を行った際の関係労使からの意見聴取の方法につきま

しては、最低賃金法施行規則第11条第2項に、関係労使からの意見書の提出のほか、関係労使のうちから適当と認める者をその会議（専門部会も含まれますが）に出席させる等により意見を聞くものとする旨が規定されております。したがって、この取扱いについて御審議いただきたいと思っております。

【部会長】 今、事務局から説明のありました関係労使からの意見聴取について、いかがお考えでしょうか。労使からの御意見をお願いしたいと思います。

景山委員。

【景山委員】 関係労使からの意見を述べたい、あるいは委員からの申出によってそのことが諮られた場合に、部会において認められたときは意見の聴取を行うということにさせていただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

【部会長】 使側委員。

【森脇委員】 必要であれば聴取をするということで、随時弾力的には対応したいというふうに考えています。

【部会長】 ありがとうございます。

双方の意見とも、審議過程の中で必要があれば、その時点で意見聴取を検討するというふうなことだったと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」）

では、そのようにしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

では、会議次第の9番目、最低賃金に関する基礎調査結果について、事務局から説明してください。

【指導官】 本年6月に実施いたしました最低賃金に関する基礎調査について、御説明をいたします。

皆様のお手元に基礎調査に関する資料をお配りしております。目次と赤インデックスの資料ナンバー1から資料ナンバー3としているものです。資料ナンバー1が担当される特定最低賃金の申出書、ナンバー2が担当される特定最低賃金に関する調査結果報告書、ナンバー3が報告書に関する参考資料としております。

本日は合同会議のため、各特定最低賃金のデータや資料の詳しい説明は省略し、共通ポイントのみ御説明をさせていただきます。

資料ナンバー2の結果報告書の1ページを御覧ください。これは基礎調査の概要を記載したものになります。2の(2)に産業とありますが、ここに記載をされていますイからトの7産業を対象として、最低賃金の改正審議のために、本年6月の給与について調査を行っております。統計調査は実績を報告いただくものがほとんどですが、基礎調査では、6月中に、6月に欠勤がないと仮定した場合、満稼働した場合の支払い予定額を回答していただくという調査になっております。

結果報告書の2ページを御覧ください。この第1表は、28センサスから把握した事業所数、労働者数を産業別、規模別に集計したものになります。この第1表で網かけした部分が基礎調査の対象となっております。規模は、1人から9人、10人から29人、30人から99人、それとあと100人以上と分類をしております。製造業のみ99人までを対象として、それ以外の産業は29人以下の事業所を対象としております。

結果報告書の3ページの上段を御覧ください。第2表は、それぞれの特定最低賃金に適用される事業所数、労働者数を前ページの第1表から抜き出したものになります。なお、新車小売業については小売業から抜き出しております。参考として、本年3月に審議会委員にお示しした各特定最低賃金に適用される使用者数、労働者数を記載しておりますが、これは28センサスを基に情報更新したものになっております。なお、自動車(新車)小売業については、平成29年に当局で行った実態調査、令和2年度最低賃金に関する基礎調査等の情報により算出した数字となっております。

結果報告書の3ページの下段を御覧ください。第3表として、基礎調査の実施状況を記載しております。上半分が調査対象産業全体の合計、下半分

がそれぞれの特定最低賃金が適用される産業の合計となっています。本年は、全体で1,554事業所へ送付し957事業所から回答があり、回答率は61.6%でした。第3表の調査対象欄は、28センサスから把握した基礎調査対象の実際の事業所数、労働者数であり、これを母集団と呼んでおります。集計しました8,235人分のデータから、母集団となる労働者11万341人に復元したものが、この後に続く賃金分布のデータとなっております。

ここで、資料ナンバー3の参考資料1を御覧ください。基礎調査対象産業一覧表と題するこの資料ですが、いわゆる基礎調査の設計図に当たるものになっております。この表の中央の列を見ると、39の産業と百貨店、総合スーパーに分類してあります。39産業については、統計上必要となる部数の調査票を確保、回収し、それを基に28センサスの労働者数に復元しております。調査票の集団の賃金分布は、その母集団、28センサスが示す労働者数で復元すれば、その賃金分布を正しく推定できるとされております。

結果報告書に戻りたいと思います。結果報告書4ページ以降ですが、これは3種類の賃金分布データがセットで綴じてあります。3種類の賃金分布データは、1枚目が事業所規模別と年齢別に集計したものとなっております。2枚目が、男女別をさらに年齢別に集計したもの、3枚目が、年齢別を賃金階級ごとに表示したものとなっております。そして、調査対象産業計、特定最低賃金適用の産業計、第2表記載の各産業計の順でとじてあります。調査対象産業計と特定最低賃金適用の産業計の3枚セットの後には、労働者がどの賃金階級に分布しているかを表したグラフを挿入させていただいております。

次に、特性値というものについて御説明をいたします。資料については、特定最低賃金ごとにページが少し異なります。略称で失礼しますが、鉄鋼、自動車の製造・小売業は結果報告書の14ページを御覧ください。機械は38ページ、電気は32ページを御覧ください。

この資料は200人の集団を例に作成したものとなっております。①に、第1・何々分位数とありますけども、第1・20分位数で説明をいたしますと、上の分布図にあるとおり、賃金の低いものから並べて20等分した5%、いわゆる10番目ですから、10番目の労働者が属する場合の賃金額を表し

ております。第1・10分位は10等分の10%で20番目、第1・4分位は4等分の25%で50番目となっております。中位数は200人の真ん中、100番目となります。

②の四分位偏差係数は、分布の両端に影響されない第1・四分位から第3・四分位までの全体の半数に当たる労働者の賃金分布の中心部分の広がりを見せております。上下の分布図右肩に説明書きがございますけども、この計算式によって算出をしております。

上の分布図のように0.25というふうには算出されれば、茶色で色づけした半分、51番目から150番目までの100人の労働者の賃金分布幅が、その上にウグイス色で表示された賃金分布幅の25%であるということの意味しております。下の分布図が示す35%のように、係数が大きくなればなるほど中心の山は低くなり、横に膨れる形となります。このように分布の状態、イメージを表す数値として用いられております。

この特性値につきましては、今御覧のページの2ページ前の特性値及び最低賃金未満労働者数と、今御覧のページの次のページですけども、特性値一覧表に集計結果を載せておりますので、審議の御参考にしていただければと思います。

次に、資料ナンバー3の参考資料について御説明をいたします。参考資料2ページですけども、過去の未満労働者数と未満率を時系列で一覧表化したものになっております。資料ナンバー3ページについては、資料ナンバー2の結果報告書では10円刻みの賃金分布表となっておりますが、最低賃金額未満を一括し、最低賃金額から1円刻みで賃金分布表を出力しております。左側の賃金分布表の累積労働者数と累積の割合は、その時間額を含む労働者の数になっております。右側の影響率は、その時間額に改正をすると何%の労働者を引き上げなければならないかという未満率ですので、左側の賃金分布表では1つ上の行の数値に一致することになります。この表で最賃を何円引き上げれば、全体として大体どれくらい的人数、影響率があるのか審議の御参考にしていただければと思っております。

以上、提出資料の御説明を終わります。

【部会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見があればお受けします。いかがでしょうか。

景山委員。

【景山委員】 事務局をお願いをさせていただきたいと思いますが、説明のございました参考資料の中の後ろから2枚目のところですが、まず、2ページのほうは、未満率、未満労働者数ということの、これまでの経緯も含めて記載があるという表になっておりまして、これは計算上導き出した未満者数ということで理解をしております。また、最終ページには引上げの金額に対しての影響率、あるいはそれに付随をする労働者数という表になっておりまして、これも計算上の労働者数というのが一番右側に出ているというふうに理解をいたしております。第2回の専門部会の中で結構ですので、それぞれの部会におけるこの実数に当たるところが調べていただいております。計算上の数値はこれだけでも、実数はどれぐらいかということをお示しいただければ幸いに思いますので、よろしく願いをいたします。以上です。

【室長】 分かりました。実数につきましては、次回の審議会でもよろしいでしょうか。

【景山委員】 はい。

【室長】 それでは、次回、各専門部会において御説明させていただきます。

【部会長】 そのほか、何かありませんか。

(「ありません」)

では、ないようですので、会議次第10のその他になりますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

特にないようですが、事務局のほうから何かありますか。

【室 長】 特定最低賃金の発効予定日について説明させていただきます。

会議資料ナンバー５で、答申日別最短効力発生予定日一覧表をお配りしております。この表を見ていただくと、一番左側の列、答申、要旨公示、つまり最賃額が全会一致で結審した日ですが、例えば10月1日金曜日であれば、右側の各手順を踏みまして、最短で12月1日水曜日が発効日となります。なお、この表は、答申から発効まで最短で手続が進められた場合の日程を示したものでして、異議申出があり、その締切日から数日後に本審議会を開催し、異議を審議するということになれば、発効日も同様に後ずれしてしまいますので、この点を御承知おきください。この資料も参考にいただきまして、閉会后、各専門部会の開催日程を調整していただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

【部会長】 それでは、閉会后、各専門部会で審議日程を調整していただきますようによろしく願いをいたします。

ほかに何かありますか。

(「ありません」)

それでは、最後になりますが、今後開かれます第2回以降の各専門部会につきましても、率直な意見の交換等を担保する必要があるため、各専門部会運営規程第5条第1項ただし書により、会議は非公開とし、第6条第2項、同条第3項を適用し、議事録は非公開とし、議事要旨を公開することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」)

それでは、以上をもちまして特定最低賃金専門部会合同会議を閉会します。お疲れさまでした。